

名古屋大学大学院医学系研究科臨床アナトミーラボ名古屋内規

(設置)

第1条 名古屋大学大学院医学系研究科に、医学系研究科及び医学部附属病院（以下「研究科等」という。）の職員等の臨床解剖学的知識の向上に資するとともに、手術及び検査手技向上のための教育並びに研究に資することを目的として、大学院医学系研究科臨床アナトミーラボ名古屋（以下「CALNA」という。）を置く。

(業務)

第2条 CALNA は、次に掲げる業務を行う。

- 一 医学部の授業支援に関すること。
- 二 手術及び検査手技の教育並びにハンズオンセミナーの開催に関すること。
- 三 臨床解剖研究の支援に関すること。
- 四 学会及び研究会の開催または協力に関すること。
- 五 その他 CALNA 運営委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第3条 CALNA の円滑な運営を図るため、CALNA 運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、CALNA の運営に関する次の事項を審議する。

- 一 教育及び研究計画の承認に関する事項
- 二 CALNA の利用申請の可否に関する事項
- 三 CALNA の利用者の認定に関する事項
- 四 CALNA の安全管理に必要な事項
- 五 その他研究科長又は教授会が必要と認める事項

3 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 肉眼解剖学を担当する教授のうちから1名
- 二 CALNA を利用する講座に所属する研究科等の教授（当該講座に所属する教授がない場合は、准教授、講師、又は助教）
- 三 生命倫理審査委員会委員のうちから1名
- 四 総合医学教育センター教員のうちから1名
- 五 その他委員会が必要と認める者

4 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によって決める。

5 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(実務委員会)

第4条 運営委員会の下に CALNA 実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置く。

2 実務委員会は、CALNA の運営の実務に関する次の業務を行う。

- 一 CALNA の施設及び設備の管理及び保全に関すること。
- 二 運営委員会により承認された CALNA 利用計画の調整に関すること。
- 三 CALNA の利用準備及び実施に関すること。
- 四 CALNA の利用者への安全管理指導に関すること。
- 五 運営委員会への報告に関すること。
- 六 利用対象者への広報活動に関すること。

七 その他、運営委員会が必要と認めること。

3 実務委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 CALNA を利用する講座に所属する研究科等の教授から指名された准教授，講師，又は助教

二 その他運営委員会が必要と認める者

4 実務委員会に委員長を置き，委員の互選によって決める。

5 委員会は，委員の過半数の出席によって成立し，議事は，出席者の過半数によって決する。

(献体受付及び管理)

第5条 献体受付及び管理は，機能形態学講座に一元化する。

(利用対象者)

第6条 CALNA の利用対象者は次のとおりとする。

一 研究科等の大学教員

二 医学部附属病院の医員及び研修医

三 医学部及び研究科等の技術職員及び技術補佐員

四 医学部及び医学系研究科の学生（研究生を含む。）

五 その他教授会が必要と認めた者

2 前項に掲げる者のほか，前項第1号又は第2号に掲げる者と共同利用する者は，利用対象者とすることができる。

(利用責任者)

第7条 CALNA を利用するときは，利用するごとに，利用責任者を置かなければならない。

2 利用責任者は，利用する講座に所属する研究科等の教授（当該講座に所属する教授がない場合は，准教授，講師，又は助教）とし，当該利用に対する責任を負う。

(利用申請)

第8条 CALNA を利用しようとする利用責任者は，CALNA 利用申請書により，運営委員会委員長に申請するものとする。

2 運営委員会委員長は，前項の申請があった場合，運営委員会で審査の上可否を決定し，その結果を，利用責任者に通知するとともに，当該利用ごとに監督者を定めるものとする。

(監督者)

第9条 監督者は，CALNA における個々の利用について監督する。

2 監督者は，死体解剖保存法第2条第1項第1号又は第2号に定める者でなければならない。

(運営費等)

第10条 CALNA を利用する研究科等の講座は，CALNA の運営費及び利用に係る実費額を負担するものとする。

(安全管理)

第11条 CALNA の利用者等は，CALNA の安全管理のため，利用に際し，次の事項を遵守しなければならない。

一 別に定める安全管理マニュアルを遵守すること。

二 事故が発生した場合，別に定める事故対応マニュアルに基づき適切に対応すること。

三 その他安全管理に必要なこと。

(利用の一時停止等)

第12条 運営委員会委員長は，CALNA の利用の安全性について疑いが生じた場合は，当該利用の利

用責任者に利用の一時停止を命ずることができる。

- 2 運営委員会委員長は、前項に規定する一時停止の命令を行った場合、運営委員会の議を経て、利用方法の改善の勧告又は中止の命令を、利用責任者に対して行うことができる。

(改正)

第13条 この内規の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この内規は、平成26年12月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年1月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年9月6日から施行する。